

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会会員・会費規程

(目的)

第1条 本会定款第32条第3項に規定する会員については、この規程の定めるところによる。

(会員)

第2条 会員とは、本会の趣旨に賛同し入会したものをいう。

(会員の種類)

第3条 会員の種類は、次の区分による。

(1) 世帯会員

(2) 賛助会員

ア 法人会員

イ 団体会員

ウ 個人会員

(会費)

第4条 会員の会費拠出額は、次のとおりとする。

(1) 世帯会員 一口 500円

(2) 賛助会員

ア 法人会員 一法人あたり 5,000円以上

イ 団体会員 社会福祉団体一団体あたり 5,000円以上

ウ 個人会員 一口 500円

(会員の資格)

第5条 会員は、その年度の会費を年度内に納入するものとし、会費を納入しない場合は、退会したものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会員・会費について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和57年2月10日から施行する。

附 則 (平成2年3月16日)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月20日)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。